

倉敷市立粒江小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校では、いじめの未然防止・早期発見を第一に考え、常日頃から児童が教職員や周りの友達に悩みや不安を話すことができる雰囲気づくり、人間関係作りに努めている。特に、年間2回の教育相談を大切にし、児童一人ひとりが担任と個別に相談することができる時間を確保している。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全ての児童に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」との理解を促し、豊かな道徳心やお互いの人格を尊重しあえる態度を育成する。
 - ・大人が児童の些細な変化に気付く力を高めるとともに、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確にかかわりをもち、積極的にいじめを認知する。
 - ・いじめが確認された場合、被害児童の安全を確保し、加害児童に事情を確認した上で、適切に指導するなど、教職員が連携して組織的な対応を行う。
- （重点となる取組）
- ・いじめの未然防止に向け、児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや落ち着いた学習の基礎となる学習規律の確立を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>（連携の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を学校便りで周知し、学校ホームページに掲載するととともに、PTA研修会や保護者懇談会でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方などについて啓発のための研修会を学年懇談等で実施する。 ・PTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口の紹介を掲載し、啓発に努める。 	<p>（いじめ対策委員会）</p> <p>（いじめ対策委員会の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する教職員の共通理解を図りながら、学校の組織的対応力向上を目指す。 <p>（いじめ対策委員会の開催時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催(5月、9月、3月) <p>（いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で周知。緊急の場合は終礼等で伝達。 <p>（いじめ対策委員会の構成メンバー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 スクールカウンセラー（随時） ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事 教育相談担当、学年主任、養護教諭 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>（連携機関名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー <p>（連携の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒や保護者への支援 <p>（学校側の窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当 <p>（連携機関名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷警察署生活安全課 ・倉敷市教育委員会指導課 <p>（連携の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、連絡、相談 <p>（学校側の窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事 ・学校長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のために、県内のいじめに関する事例や、いじめに対する指導のあり方について、研修会等で得た資料を共有し、共通理解する。 ・なかよし週間において、友達のよいところを見つける活動に取り組んだり、児童会主催のいじめ防止の意識を高める集会を行ったりする。 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を全学年で行う。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを年2回(6月・10月)実施し、全児童対象に教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 ・全ての教員が、児童の小さな変化も見逃すことなく細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 ・児童の気になる変化や行為があつた場合、教職員間で終礼や職員会議等を利用して早急に情報交換する。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの情報を受けたり、その可能性が明らかになつたりしたときには、役割分担をして速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめがあった場合には、いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に多大な影響を及ぼすことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。